

下関市立大学同窓会東京支部「東京馬関会」会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、下関市立大学同窓会東京支部「東京馬関会」と称す。

第2条 本会の事務局は、東京都大田区千鳥二丁目39-5に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、会員相互の連絡及び親睦を厚くし、母校及び同窓会本部との関係を密にして、その発展に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため総会・親睦会の開催、会員名簿の作成、その他必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の者をもって組織する。

- (1) 正会員
関東及び近郊在住の下関市立商業短期大学及び下関市立大学の卒業生
- (2) 準会員
下関市立大学の学生
- (3) 名誉会員
下関市立大学教官及び下関市立商業短期大学並びに下関市立大学の元教官

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
事 務 局 長	1名
会 計	1名
理 事	若干名
監 査	1名

第7条 会長、副会長、理事及び監査は総会において選出する。

2. 会長は本会を代表し、会務を統轄し、会議の議長となる。
3. 会長は下関市立大学同窓会東京支部長を兼務する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。
5. 事務局長及び会計は役員会で選出し、会長が任命する。
6. 会長は、本会の事業遂行のため各事業年度において第9条第6項の実行委員会の構成員から幹事長及び副幹事長を任命することができる。
7. 監査は会計事務を監査し総会で報告する。

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(会議等)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は会長が招集する。
3. 総会は、役員会選出の議案について審議し、出席者の過半数の賛成で可決する。
4. 役員会は、第6条の役員で構成し、総会提出議案の審議、会計事務の審査、その他本会の事業遂行に必要な事項を協議する。
5. 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数が賛成を得て可決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決定する。
6. 役員会の下に実行委員会を設置し、役員会が推薦する各卒業年度の幹事(複数も可)で組織する。

(会計及び監査)

第10条 本会の運営は、正会員の年会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第11条 正会員の年会費は役員会で決定する。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 会計は、毎年度末に決算書を作成し、役員会に報告する。

第14条 監査は、年1回以上会計を監査し、決算書を審査する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の会務に関し必要な事項は役員会で審議・決定

(附 則)

この会則は昭和44年4月1日から施行する。

改正：平成 7年7月8日

改正：平成14年7月6日

改正：平成19年4月1日

改正：平成26年5月24日